

令和 7 年度事業計画

I 令和 7 年度事業目標

令和 6 年 4 月 1 日より、相続登記の申請が義務化され「任意」であった相続登記が、空き家・所有者不明土地問題の解決のために、「義務」に大転換されました。我々司法書士には登記の専門家として、市民に対し適切なアドバイスを行い、代理人としてその申請をサポートするとともに遺産分割協議を促進するための役割が求められています。市民の相談先である地方自治体等や法務局との連携を強化し、引き続き、相続登記の促進施策に対して十全に対応していくことが、「国民の権利擁護」の担い手であり「自由かつ公正な社会の形成」を使命として明示された職能としての未来を築く礎になるものと考えております。

また「人口減少」「少子高齢化」や国際的な経済競争力を背景にデジタル化及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応は急務であり、まさに司法書士制度そのものの有益性を左右する最重要課題の一つであると考えます。デジタル技術の進歩や生成AIの活用等により、司法書士の業務としての法律業務の一部が代替されることも想定されますが、司法書士はAI等には代替できない当事者とのコミュニケーションを担い、よりきめ細やかで高度な法的サービスを提供できる存在になることが必要であると考えます。デジタル原則の時代に対応するべく、民事裁判や家事事件等の各種手続や公正証書作成手続のIT化に市民が等しくそのメリットを享受できるように、会員に対する情報提供やサポート体制を充実させていきたいと考えております。

一方、司法書士制度を担う人的基盤において近年の司法書士試験受験者数の低迷傾向は、受験者数がピークであった平成22年の26,958人と比較して、おおよそ半数となってきています。また、合格者の平均年齢も令和6年度は41.5歳と約20年前と比較して10歳程度上昇しているのが現状です。加えて、司法書士会員の平均年齢の上昇、都市部への司法書士の集中が進んでいることを考えると、今後、さらに大きな課題になると考えられ、地域の司法サービスを担う司法書士制度の将来像に影響する深刻な問題であります。司法書士の持つポテンシャルや法律専門職としての魅力を、特に学生等の若年者層に広く伝える機会を提供するなど司法書士受験者数の増加を図る取り組みが司法書士会として必要であると感じています。

日本における社会課題は複雑化、多様化し、暮らしの中で発生する法律問題は多岐にわたり、司法書士の業務も登記・供託・裁判業務・債務整理業務・成年後見業務・財産管理業務・遺産承継業務・民事信託支援業務・ADRと多岐にわたり、司法書士は権利擁護を使命とする職能として、当事者が抱える問題とともに考え、解決に導く活動を継続していくためにも、法律専門職としての高度な注意義務を果たし、能動的にその職責を果たしていくことが求められています。会員が様々な業務に取り組む環境を整えるた

めに研鑽を積むことができるような体制を強化することに取り組みたいと考えております。

以上の目標を達成すべく、次の４点を重点項目と掲げ、それに伴う事業を推進していく。

Ⅱ 事業目標達成するための重点項目

- １ 相続登記相談をはじめとする総合的な相続の専門家として市民への法的サービスを提供する事業**
- ２ 進展する司法書士業務のデジタル化・ＤＸ化等法改正に対応する事業**
- ３ 持続可能な会組織への変革検討**
- ４ 成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業**

Ⅲ 重点事業

- １ 相続登記相談をはじめとする総合的な相続の専門家として市民への法的サービスを提供する事業**
 - (１) 司法書士総合相談センターの活用方法の検討とその運営
 - ・ Web 予約の充実
 - ・ 面談相談、Web による相談等の検討
 - (２) 相続登記相談センターの効率的な運営
 - ・ 電話相談の検討
 - ・ 市民への周知のための広報活動
 - (３) 法教育活動の充実
 - ・ 岐阜県と連携して法律の専門家による消費生活出前講座
 - (４) ギャンブル依存症の問題と権利擁護事業の推進
 - (５) 地方自治体、法務局及び関連機関との連携
 - ・ 自治体との協定締結等の検討
 - ・ 災害発生時の対応
- ２ 進展する司法書士業務のデジタル化・ＤＸ化等法改正に対応する事業**
 - (１) 民法等の一部改正法施行への対応
 - ・ 子の養育に関する民法改正
 - ・ 戸籍法の一部改正への対応
 - (２) 改正不動産登記法への対応
 - ・ 住所変更登記の義務化への対応
 - (３) 裁判手続のＩＴ化への対応
 - (４) 公正証書作成手続のデジタル化への対応

3 持続可能な会組織への変革検討

- (1) 司法書士会館の在り方についての検討
 - ・「会館建設検討P T」による会館の在り方を検討
- (2) 組織改革の検討
 - ・持続可能な組織運営のための財務状況の検討
- (3) 会議等活動の適正額の検討
 - ・物価高騰による適正額
- (4) 事務局体制の検討
 - ・現状と問題の把握
- (5) 司法書士制度のブランド力向上と制度広報のための広報事業の拡充

4 成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業

- (1) 成年後見制度利用促進計画への対応
- (2) 財産管理業務、未成年後見業務への取組みの強化
 - ・規則31条業務への取組強化